⑼所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番60
地目　山林
地積　233平方メートル
⑽所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番61
地目　保安林
地積　65282平方メートル
⑾所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番62
地目　保安林
地積　12099平方メートル
⑿所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番63
地目　保安林
地積　9589平方メートル
⒀所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番64
地目　原野
地積　1886平方メートル
⒁所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番65
地目　山林
地積　306平方メートル
⒂所在　糟屋郡篠栗町大字萩尾字鉾立
地番　１番66
地目　山林
地積　371平方メートル
２上記⑴から⒂までの土地に設定された地上権の登記内容
⑴登記の目的　地上権設定
⑵受付年月日番号　昭和16年６月11日福岡法務局粕屋出張所受付第1553号
⑶原因　昭和15年１月１日設定
⑷範囲　上記⑴は１番38の内９町７反歩、上記⑵から⒂は１番38面積20町４反４畝12歩の内９町７反歩
⑸存続期間　昭和15年１月１日より満50年
⑹地代　上記⑴は立木伐採搬出加工その他換価に要した費用の総額を売上代価より控除したる残額の10分の５、上記⑵から⒂は立木伐採搬出加工その他換価に要したる費用の総額を売上代価より控除したる残額の10分の５
⑺地上権者　福岡中学修猷館学友会

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第８６１３号
埼玉県所沢市東所沢４丁目16―６、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区新川１丁目22番13号　新川Ｉ＆Ｌビル３Ｆ
債務者　株式会社カナハロジコム
代表者代表取締役　毛塚　則夫
１　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐野　周造
４　破産債権の届出期間　平成29年12月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月１日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６３４号
福島県いわき市久之浜町末続字上長沢115番地
債務者　東日本スライサー株式会社
代表者代表取締役　山田　雅博
１　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　　剛
４　破産債権の届出期間　平成29年12月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８０１０号
東京都港区赤坂１丁目11―12―1201
債務者　冨田　将顕
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹倉　興基
４　破産債権の届出期間　平成30年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８６０３号
東京都台東区元浅草１丁目15番３号
債務者　株式会社ＴＨＡＬＡＳＳＡ　ＦＡＭＩＬＩＡ
代表者代表取締役　浪上　依里
１　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　魚谷　隆英
４　破産債権の届出期間　平成30年１月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３５号
山口県萩市川上1515番地１
債務者　有限会社萩シーシービー
代表者代表取締役　西村　三郎
１　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松村　和明
４　破産債権の届出期間　平成30年１月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月16日午前11時30分
山口地方裁判所萩支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６１６号
兵庫県西宮市田代町１番46―706号
債務者　山木　克祐
１　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津久井　進
４　破産債権の届出期間　平成29年12月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月９日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１５１３号
名古屋市港区港栄１丁目６番14号　レオパレス港栄202号
債務者　石川　信明
１　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　真一
４　破産債権の届出期間　平成29年12月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前11時
６　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９１号
青森市沖館３丁目５番15号
債務者　児玉　一隆
１　決定年月日時　平成29年11月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹本　真紀
４　破産債権の届出期間　平成29年12月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月21日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成30年２月６日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５２４号
埼玉県春日部市粕壁東４丁目４番35号
債務者　會田　むら
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北川　浩司
４　破産債権の届出期間　平成30年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月16日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１７１７号
愛知県春日井市高座町1928番地76
債務者　浦本隆一郎
１　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　英男
４　破産債権の届出期間　平成30年１月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月７日午後２時
６　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部